

Ⅱ. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項について(案)

【環境配慮契約法基本方針解説資料】

1. 背景と意義

1-1 電力の電気の供給を受ける契約において温室効果ガス排出削減にける環境配慮するの必要性と意義

庁舎等の国等の施設において使用する電気の供給を受ける契約に当たっては、これまで多くの契約で行われてきた価格のみでの判断をするのではなく、温室効果ガス等による環境負荷についても適切に考慮した上で、契約を締結することが必要であり、需要側においてこうした環境に配慮した契約を推進することが、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済が両立する新しい社会づくりに役立つことが期待されるものである。

1-2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に電気の供給を受ける契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

本解説資料は、電気の供給を受ける契約に当たっての考え方や具体的な内容、実際の事務手続等について説明したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、当該地域の実情等を踏まえ、調達者が適切に対応することが必要である。

2. 契約方式の解説

2-1 電力の電気の供給を受ける契約に関する契約方式の基本的考え方

電力の電気の供給を受ける契約に関する契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- 温室効果ガス排出削減の観点から、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等による裾切り方式を採用（法附則第4項参照）。
- 公正な競争の確保の観点も踏まえ、裾切りの設定に当たっては原則複数の小売電気事業者の参入が可能であることを確保。
- 環境への負荷の低減に関する小売電気事業者の取組状況の考慮（未利用エネルギーの活用状況・再生可能エネルギーの導入状況等を評価）。
- 当該地域の実情を勘案しつつ、安定供給の確保の観点等も踏まえ当分の間、適切な地域ごと（都道府県の区域又は一般送配電事業者の供給区域等適切な地域を選択）に裾切りを設定。
- 当該地域における電気の供給状況及び供給事業者の二酸化炭素排出係数等を参考。その際、安定供給の確保の観点に留意。
- 二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約に努めるよう配慮。
- 事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮。
- 補切り方式の基準等については毎年度見直しを検討。

2-2 補切り方式

本契約方式に係る基本的な考え方等を踏まえ、具体的な補切り方式について、以下に示すこととする。

以下の3つの要素（必須項目）をポイント制により評価し、一定の点数を上回るり、かつ、適切に電源構成の情報を開示¹している事業者に入札参加資格を与えることとする。

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況

各要素の区分値・配点及び補切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

- ① 公正な競争確保の観点から、原則複数の事業者の参入を確保する。
- ② 当該地域において電力の供給を行っている複数の小売電気事業者の二酸化炭素

¹ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成28年7月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

排出係数を参考とする。その際、安定供給の観点に留意。

なお、東日本大震災以降、電力の需給逼迫を背景として、入札参加者が減少している状況を踏まえ、当面の間、適正な競争環境の確保に特に配慮し、ポイント制の区分・配点を設定することが適当である。電力小売全面自由化に伴い、全国から二酸化炭素排出係数の低い事業者が広く入札に参加することを促すための動機付けとなるような据切り基準となるよう、地域の実情を踏まえた上で、可能な限り一定レベル以上の据切り基準を目指す。

また、これらの要素による評価の結果、入札参加資格を得ることができない事業者について、入札実施主体の判断により、据切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無を評価して加点することができるところとする。

なお、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の据切りに使用している評価項目が毎年変動すること等を考慮し、適切な契約期間を検討する²。また、据切り基準の区分値等については、毎年度見直しを検討することが望ましい。

以下に、上記の観点を踏まえて、70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を与えることとした場合の、具体的なポイント制の区分・配点の例を示す。

◇ポイント制の区分・配点の例1

| 要素 | 区分例 | 配点例 |
|---|---------------|-----|
| ① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位 : kg-CO ₂ /kWh) | 0.300 未満 | 60 |
| | 0.300 以上 | 50 |
| | 0.400 以上 | 40 |
| | 0.500 以上 | 30 |
| | 0.600 以上 | 20 |
| | 0.700 以上 | 0 |
| ② 前年度の未利用エネルギー活用状況 | 1.35 %以上 | 20 |
| | 0 %超 1.35 %未満 | 10 |
| | 活用していない | 0 |
| ③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 | 3.00 %以上 | 20 |
| | 0 %超 3.00 %未満 | 10 |
| | 導入していない | 0 |
| 上記①～③の計 | — | 100 |

(上記の例において、②で10点、③で20点を獲得した場合、据切り基準を①から③で満たすために必要な排出係数は0.500kg-CO₂/kWh未満となる)

² 複数年契約の場合は、毎年度調達先である小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の据切り基準の評価項目を確認するとともに、各機関の排出量の変化を把握することが望ましい。

◇ポイント制の区分・配点の例2

| 要 素 | 区 分 例 | 配 点 例 |
|---|-------------------|-------|
| ① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位 : kg-CO ₂ /kWh) | 0.350 未満 | 60 |
| | 0.350 以上 0.375 未満 | 55 |
| | 0.375 以上 0.400 未満 | 50 |
| | 0.400 以上 0.425 未満 | 45 |
| | 0.425 以上 0.450 未満 | 40 |
| | 0.450 以上 0.475 未満 | 35 |
| | 0.475 以上 0.500 未満 | 30 |
| | 0.500 以上 | 25 |
| ② 前年度の未利用エネルギー活用状況 | 1.35 %以上 | 15 |
| | 0 %超 1.35 %未満 | 10 |
| | 活用していない | 0 |
| ③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 | 3.00 %以上 | 25 |
| | 1.50 %以上 3.00 %未満 | 15 |
| | 0 %超 1.50 %未満 | 10 |
| 上記①～③の計 | — | 100 |

【グリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として設定する場合】

| | | |
|-----------------------------------|-------|----|
| ④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合） | 5.0 % | 10 |
| | 2.5 % | 5 |

(上記の例において、②で 10 点、③で 15 点を獲得した場合、裾切り基準を①から③で満たすために必要な排出係数は 0.425kg-CO₂/kWh 未満となる)

◇ポイント制の区分・配点の例3

| 要 素 | 区 分 例 | 配 点 例 |
|---|--------------------|-------|
| ① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位 : kg-CO ₂ /kWh) | 0.400 未満 | 70 |
| | 0.400 以上 0.425 未満 | 65 |
| | 0.425 以上 0.450 未満 | 60 |
| | 0.450 以上 0.475 未満 | 55 |
| | 0.475 以上 0.500 未満 | 50 |
| | 0.500 以上 0.525 未満 | 45 |
| | 0.525 以上 0.550 未満 | 40 |
| | 0.550 以上 0.575 未満 | 35 |
| | 0.575 以上 0.600 未満 | 30 |
| | 0.600 以上 | 25 |
| | | |
| ② 前年度の未利用エネルギー活用状況 | 1.35 %以上 | 15 |
| | 0.675 %以上 1.35 %未満 | 10 |
| | 0 %超 0.675 %未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 | 3.00 %以上 | 15 |
| | 1.50 %以上 3.00 %未満 | 10 |
| | 0 %超 1.50 %未満 | 5 |
| | 導入していない | 0 |
| 上記①～③の計 | — | 100 |

【グリーン電力証書の譲渡予定量及び需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を加点項目として設定する場合】

| | | |
|-----------------------------------|----------|----|
| ④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合） | 4.0 % | 10 |
| | 2.0 % | 5 |
| ⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 | 取り組んでいる | 5 |
| | 取り組んでいない | 0 |

(上記の例において、②で 10 点、③で 10 点を獲得した場合、裾切り基準を①から③で満たすために必要な排出係数は 0.500kg-CO₂/kWh 未満となる)

◇ポイント制の区分・配点の例4

| 要素 | 区分 | 配点 |
|---|--------------------|-----|
| ① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位：kg-CO ₂ /kWh) | 0.300 未満 | 65 |
| | 0.300 以上 0.350 未満 | 60 |
| | 0.350 以上 0.400 未満 | 55 |
| | 0.400 以上 0.450 未満 | 50 |
| | 0.450 以上 0.500 未満 | 45 |
| | 0.500 以上 0.550 未満 | 40 |
| | 0.550 以上 0.600 未満 | 35 |
| | 0.600 以上 0.650 未満 | 30 |
| | 0.650 以上 | 25 |
| ② 前年度の未利用エネルギー活用状況 | 1.35 %以上 | 15 |
| | 0.675 %以上 1.35 %未満 | 10 |
| | 0 %超 0.675 %未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 | 3.00 %以上 | 15 |
| | 1.50 %以上 3.00 %未満 | 10 |
| | 0 %超 1.50 %未満 | 5 |
| | 導入していない | 0 |
| ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 | 取り組んでいる | 5 |
| | 取り組んでいない | 0 |
| 上記①～④の計 | — | 100 |

【グリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として設定する場合】

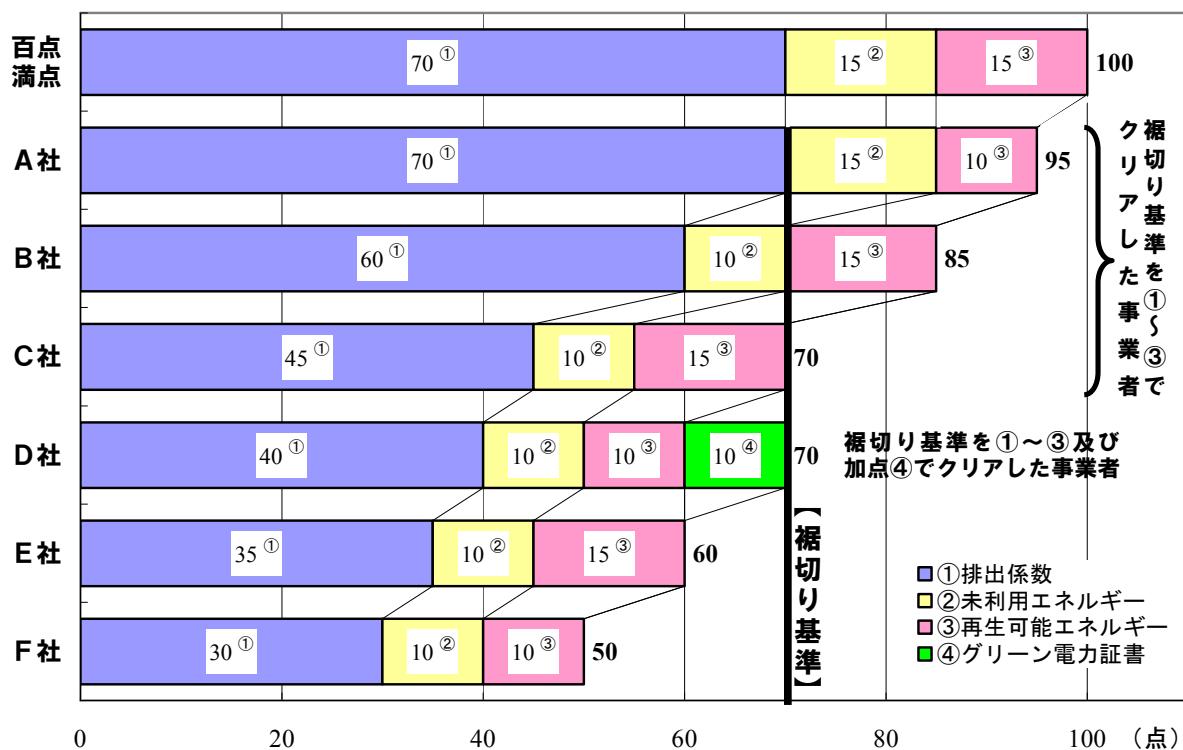
| | | |
|-----------------------------------|-------|----|
| ⑤ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合） | 5.0 % | 10 |
| | 2.5 % | 5 |
| | 活用しない | 0 |

(上記の例において、②で15点、③で15点、④で5点を獲得した場合、裾切り基準を①から③で満たすために必要な排出係数は0.600kg-CO₂/kWh未満となる)

~~※調達者においてグリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として設定する場合、過去の入札における落札額・他の事業者の入札額等を踏まえ、適切な区分を設定する必要がある（ある中央省庁の序令の例で、グリーン電力証書を予定使用電力量の1%分購入することとなった場合の電気事業者の負担を試算すると、落札額の約0.4%分となつた（グリーン電力証書の単価を1kWh=4.5円と仮定）。）。~~

入札参加資格の要件（下限値）は、前述のとおり、入札実施主体が適切に設定することとなるが、現在各府省等で実施されている裾切り方式においては、70点を裾切り基準としている（70点以上の電気事業者に入札参加資格を与える）ものが多い。

図II-2-1は、70点を裾切り基準とし、裾切り基準に満たない事業者に対して、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を加点項目とした場合の具体的な参加資格のイメージである。



図Ⅱ-2-1 裰切りによる参加資格のイメージ

2-3 二酸化炭素排出係数

裾切りの設定においては、最も重要な要素の一つとして、二酸化炭素排出係数を位置付ける必要がある。

契約の入札参加要件の評価における裾切りに利用する二酸化炭素排出係数の扱いについては、以下のとおりとする。

- 電気の入札に当たって使用する排出係数については、一般電気事業者及び特定規模小売電気事業者の調整後排出係数³（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各小売電気事業者がその環境報告書で公表したもの）を用いることとする。

また、電気事業者の二酸化炭素排出係数は、それぞれ異なっていることから、当分の間、地域における裾切り基準（区分・配点等）は、当該地域における電力供給が可能な小売電気事業者の二酸化炭素排出係数を踏まえて設定することが適当であると考えられる。ただし、電力小売全面自由化に伴い、全国から広く二酸化炭素排出係数の低い事業者の入札への参入を促す観点から、より二酸化炭素排出係数の低い事業者の評価が高まるよう、全国一律の裾切り基準の設定に向け、適切かつ継続的な見直しを実施するものとする。

2-4 環境への負荷の低減に関する事業者の取組の評価

二酸化炭素排出係数とともに、電気事業者の環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価し、入札参加資格の緩和につなげる等の目的で、事業者の未利用エネルギーの活用状況や再生可能エネルギーの導入状況を入札参加資格の評価へ活用することとした。

また、これらの要素による評価の結果、入札参加資格を得ることができない事業者について、入札実施主体の判断により、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無を加点項目として評価することを可能とすることとした。

³ 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であって、当該実二酸化炭素排出量（電気事業者がそれぞれ供給（小売）したの電気の発電に伴い排出された二酸化炭素排出量）に、余剰買取調整二酸化炭素排出量及び再生可能エネルギーの固定価格買取調整二酸化炭素排出量を加えた量に、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第6項に規定する算定期当量の取得及び管理口座への移転等を反映した量を、制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量の割合で実二酸化炭素排出量を調整した量を加えて調整した量から、京都メカニズムクレジット等を控除した量を、当該電気事業者が供給（小売）したの販売電力量で除したものをいう。

(1) 未利用エネルギー⁴の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 再生可能エネルギー⁵の導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入促進の観点から、前年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合（固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気は除く）を使用する。算出方法は、以下のとおり。

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

- ①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ②前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、
太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）

⁴ 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

⁵ FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

(算定方式)

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (①+②) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端) (kWh)}} \times 100$$

(3) グリーン電力証書の加点項目としての評価

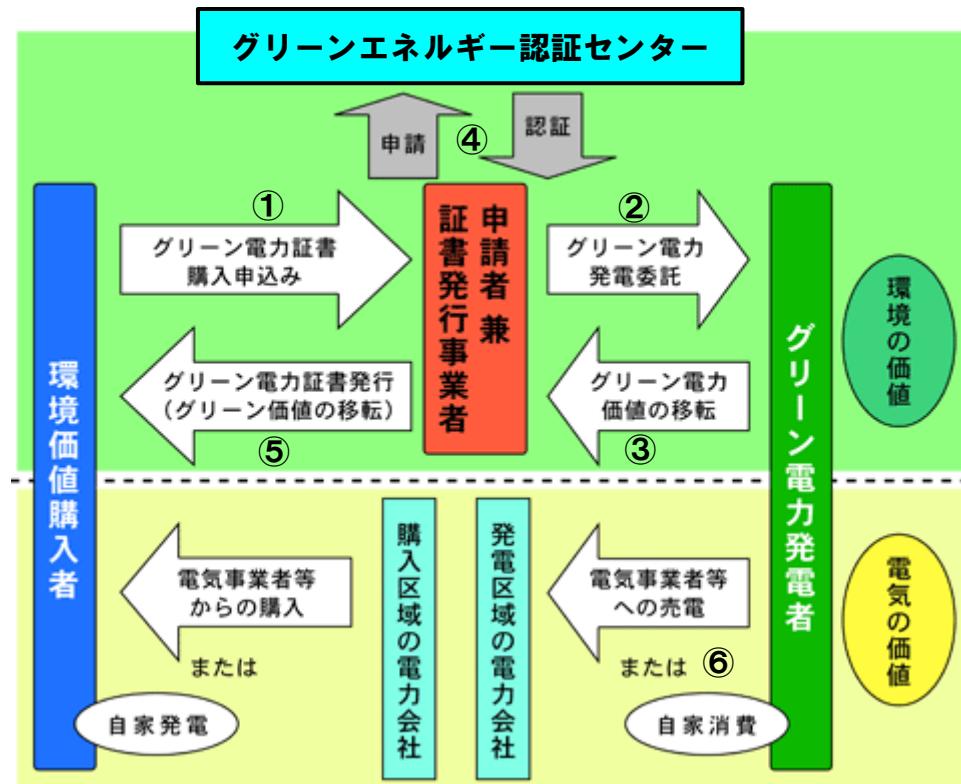
以下に、グリーン電力証書の仕組み⁶を簡単に説明し、入札におけるオプションとして、入札実施者の判断により、グリーン電力証書を活用する場合の方法について示す。

ア. グリーン電力証書制度

グリーン電力価値の取引制度（グリーン電力証書制度）とは、グリーン電力価値の購入を希望する需要家が一定のプレミアムを支払うことにより、電気とは切り離されたグリーン電力価値を証書等の形で保有し、その事実を広く社会に向けて公表できるというものである。

イ. グリーン電力証書の仕組み

以下は、グリーン電力証書システムの仕組みである（図II-2-2）。



図II-2-2 グリーン電力証書システムの仕組み

① 環境価値購入者がグリーン電力の利用契約を締結

② グリーンエネルギー認証センターの設備認定を得たグリーン電力発電者に発電

⁶ グリーンエネルギー認証センターホームページより引用（図II-2-2については一部修正）

を委託

- ③ グリーン電力発電者は契約に基づき発電を実施し、グリーン電力価値を移転
- ④ グリーンエネルギー認証センターが発電実績を認証
- ⑤ 発電実績を「グリーン電力証書」として環境価値購入者へ発行。環境価値購入者は発電量の実績に基づき委託費の支払
- ⑥ 発電した電気自体は地域の電力会社へ販売または発電事業者自ら使用

ウ. グリーンエネルギー認証センター

グリーンエネルギー認証センターは、グリーン電力エネルギーに対する社会的認知度の向上や、グリーン電力価値の取引における信頼度の向上を目的とし、発電事業者・グリーン電力エネルギー価値取引事業者（申請者）・グリーン電力エネルギー価値購入者等とは独立した形（第三者）で設立されたグリーン電力エネルギー価値の認証を行う機関であり、グリーン電力エネルギー価値の認証に伴う以下の役割を担っている。

- ① グリーン電力発電設備エネルギーに関する認定認証基準の策定・管理
- ② グリーン電力価値エネルギーの申請に対する確認、認証
- ③ グリーン電力価値所有者の公表認証状況の公開
- ④ グリーン電力の有する環境的・経済的付加価値エネルギーに関する調査・提言研究
- ⑤ グリーンエネルギーに関する普及促進活動

エ. グリーン電力証書の調達者への譲渡量を評価する方式

裾切りにおいて使用する要素として、①二酸化炭素排出係数、②未利用エネルギーの活用状況、③再生可能エネルギーの導入状況に加え、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を加点項目として評価することとする。

ただし、入札参加資格を厳しく設定することで、グリーン電力証書の調達が、事業者にとって過度な負担とならないよう配慮する必要がある。具体的には、上記の①～③の3つの要素に係る評価点の合計が100点となるポイント制で評価し、原則複数の電気事業者の参入が可能となる条件を確保した上で、これら評価点の合計が裾切りの基準を下回る事業者に対してのみ、④を加点項目として評価する。

グリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として評価することによって入札参加資格を得た事業者は、契約した際に調達者に証書を無償譲渡することとする。

なお、調達者においてグリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として設定する場合、過去の入札状況等を踏まえ、適切な区分を設定する必要があるものとする（ある中央省庁の序文の例で、グリーン電力証書を予定使用電力量の1%分購入することとなった場合の電気事業者の負担を試算すると、落札額の約0.4%分となった（グリーン電力証書の単価を1kWh=4.5円と仮定）。）。

(4) 需要家への情報提供の評価

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から、裾切り方式のオプションとして評価し、加点項目とする。例えば、具体的な評価内容として、

- 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

などが考えられる⁷。

なお、本評価項目については、入札実施者の適切な判断を前提に、オプションではなく必須項目に加えることも可能である。

⁷ 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

3. 契約方法等について

3-1 契約の対象

当該地域において、電力の供給が可能な事業者が3社以上存在する場合に、本契約方式を適用することとする。

3-2 仕様

裾切り方式により、電気の供給を受ける契約に係る仕様書の構成及び記載する内容例は、表II-3-1のとおりである。なお、裾切り要件、当該要件を満たすことを証明する書類の提出方法等については、入札公告及び入札説明書の中で必要事項を記載する。

表II-3-1 仕様書の構成及び記載内容の例

| 記載項目 | 記載内容等（例） |
|-------------|--|
| 件名 | (契約予定施設名)における電気の供給を受ける契約の旨記載 |
| 需要場所等 | 需要場所、業種及び用途を記載 |
| 契約期間 | 契約開始日から契約終了日 |
| 供給電気方式等 | 供給電圧、計量電圧、供給電気方式、標準周波数等 |
| 契約電力 | 契約電力（最大電力） |
| 予定使用電力量 | 予定使用電力量 |
| 電力量等の検針 | 自動検針装置の有無、電力会社の検針方法、計量器の構成 |
| 需給地点 | 需給地点の記載 |
| 電気工作物の財産分界点 | 電気工作物の財産分界点の記載 |
| 保安上の責任分界点 | 保安上の責任分界点の記載 |
| 燃料費、力率 | 燃料費、力率の変動による契約価格の改定について記載 |
| 電力使用実績 | 各月の最大電力の実績データ 電力使用量の実績データ（月別・日別・時間別等） |

3-3 標準的な手続とスケジュール

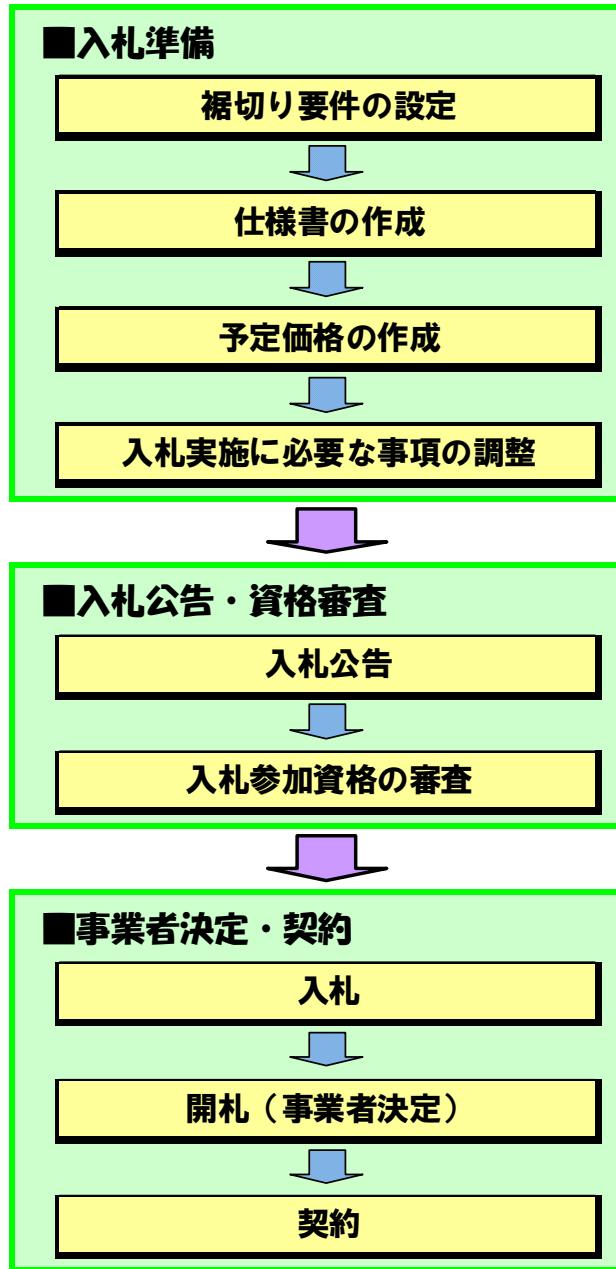
本契約方式を適用する場合の標準的な流れ及び要する期間は、図II-3-1のとおりである。以下に、図II-3-1に沿って、各段階における手続の概要を示す。

（1）入札準備

入札準備段階は、①裾切り要件の設定、②仕様書の作成、③予定価格の作成、④入札実施に必要な事項の調整を実施する。

- ① 「裾切り要件の設定」については、前述「2-2 裰切り方式」を参考とし、適切に裾切り要件を設定する。
- ② 「仕様書の作成」については、上記「3-2 仕様」を参考とし、必要事項を記載した仕様書を作成する。

- ③ 「予定価格の作成」については、前年度における電力使用量の実績データ等を踏まえ、適切に予定価格を作成する。
- ④ 「入札実施に必要な事項の調整」については、必要に応じ実施する。



図Ⅱ-3-1 裾切り方式に係る入札手続

(2) 入札公告・資格審査

入札公告・資格審査段階は、①入札公告、②入札参加資格の審査を実施する。

- ① 「入札公告」については、裾切り方式による入札参加資格の審査及び入札までに要する期間を勘案して、適切に実施する。
- ② 「入札参加資格の審査」については、上記「(1) ①裾切り要件の設定」におい

て設定した裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る審査書類に基づき審査を実施する（審査結果については、入札参加希望者に対し、速やかに通知する。）。

（3）事業者決定・契約

事業者決定及び契約段階は、①入札及び開札（事業者決定）、②契約を実施する。

- ① 「入札及び開札（事業者決定）」については、裾切り方式による入札参加要件を満たした事業者の中から最低価格落札方式によって決定する。
- ② 「契約」については、落札者と落札決定から定められた期間内に契約を実施する。
- ③ なお、本評価項目については、入札実施者の適切な判断を前提に、オプションではなく必須項目に加えることも可能である。

3-4 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

（1）環境配慮契約を実施する場合

環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に関する基本的事項に示されたとおり、裾切り方式は、「入札に付する場合」に適用することとなっている。このため、原則として低圧受電施設等についても、同様な考え方とし、入札に付する場合については、環境配慮契約を実施するものとする。

他方、低圧受電施設等の大部分は、入札に付す必要がある場合に該当する一定規模の電力調達規模（予定価格が予算決算及び会計令又は当該機関の会計規程等に定められた少額随意契約の対象に当たらない場合）に達しない状況にある。しかし、より低炭素な電気を調達する観点からは、環境配慮契約を実施することが重要であり、低圧受電施設等においても、可能な限り環境配慮契約の実施を促す必要があるものと考えられる。このため、調達側・供給側双方の入札手続の簡素化とともに、入札参加者の確保及び入札参加促進等の観点から、ある程度対象となる施設等をまとめて発注することができる場合については一括発注を行うことが現実的と考えられる。

こうした考え方を踏まえ、ある低圧受電施設の契約が一定の電力調達規模に達しない場合において、周辺の複数の低圧受電施設等における契約時期の調整⁸を行い、一括して発注を行うことを検討するものとし、可能な施設等を対象として環境配慮契約の実施に努めるものとする。

具体的には、調達者は複数の低圧受電施設等をまとめた一括発注の可能性について、以下の事項について検討の上、可能な範囲で環境配慮契約の実施に努めることが適當である。

- 原則として一般送配電事業者の供給区域内の低圧受電施設（従量電灯及び低圧電力）のみをまとめること【同一地域・同一メニュー】
- 複数の施設の契約時期の調整を行い、同一契約期間とすること。また、原則として契約期間は1年とすること【同一期間】

⁸ 複数の施設等の契約開始日を揃える又は契約開始時期の不一致への対応を含めた仕様書を作成する。

○ 電力使用実績及び予定使用電力量を提示すること

低圧の電力小売自由化が始まったばかりのこともあり、今後、当該地域において、より低炭素な小売事業者の参入もあり得ることから、契約期間は原則1年とし、毎年度見直しを行う裾切り基準の適用により、小売電気事業者の再評価を行うことが適当である。

(2) 入札に付さない場合

随意契約⁹等の入札に付さない場合（低圧受電施設等で予定価格が少額等の場合）は、環境配慮契約（裾切り方式）の実施は求められてはいない。

しかしながら、温室効果ガス排出削減の観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電力の調達を図ることが重要であるため、調達者は、当該地域に電力を供給していて当該施設に電力を供給可能である小売電気事業者のうち、適切に電源構成の情報を開示するとともに、二酸化炭素排出係数の低い事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者等を選定して見積を徴する¹⁰ことで、より低炭素な電気が調達される可能性を増やす対応が求められる。

⁹ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる（会計法第29条の3第5項）。

¹⁰ 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている（予算決算及び会計令第99条の6）。

4. その他

4-1 調達者の役割

調達者は、前項までの事項を踏まえ、以下の点に留意しながら契約業務を行うものとする。

- 公正な競争の確保のため、裾切りの内容（区分・配点等）について当該地域の状況を勘案し、適切に設定する。
- 電気の合理的かつ適切な使用等に努め、特別な事情がない限り、使用する電力量は予定使用電力量を上回ってはならない。

4-2 その他必要な手続

調達者が契約業務を実施するに当たって、その他に留意すべき手続や内容について例示する。

- 仕様書の作成に当たっては、電気需給契約書(電気事業者と締結している契約書)等を参考に現行の契約内容を把握することが可能である。
- 入札参加資格の審査に当たっては、入札参加希望者に対し、参加資格に係る審査書類について、その根拠資料とともに提出を求め、入札実施主体が設定した裾切りを満足するか確認する。
- 年間契約の場合の予定使用電力量は、原則として前年の年間使用電力量を上回らない範囲において、適切に設定するものとするが、契約期間内において契約施設の増改築や設備の拡張・更新等の前年の使用電力量から大幅に変動することが予め判明している場合にあっては、当該事情を考慮した予定使用電力量を設定する。